

宇部市石炭記念館あり方検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 宇部市発展の礎となった石炭産業の歴史を後世に伝えていく上で、今後の石炭記念館のあり方について検討するため、宇部市石炭記念館あり方検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は次に掲げる事項について所掌する。

- (1) 石炭記念館の評価及び今後のあり方の検討
- (2) その他、宇部市石炭記念館のあり方に関し、必要と認められる事項

(組織及び委員)

第3条 委員会は、委員15人以内の委員で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 関係団体・民間企業から推薦を受けた者
- (3) 行政機関から推薦を受けた者
- (4) 一般公募

3 委員の任期は、委嘱の日から石炭記念館のあり方についての方針を決定したときまでとする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を各1人置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選によりこれを定める。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、会議の議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員長は、必要があると認めるときは、関係者に対し資料の提出を求め、会議に出席させて意見を聞くことができる。

(事務局)

第6条 委員会の事務局は、宇部市観光スポーツ文化部ときわ公園課が担当する。

(その他)

第7条 この要綱で定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年12月2日から施行する。